

C L T活用促進に関する関係省庁連絡会議（第6回）
議事要旨

日 時： 平成29年9月22日（金）14:00～14:15

場 所： 官邸3階南会議室

出席者： 野上 浩太郎 内閣官房副長官
和泉 洋人 内閣総理大臣補佐官
住澤 整 内閣官房内閣審議官
多田 健一郎 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京オリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
近藤 知尚 警察庁長官官房総務課長
出口 和宏 総務省自治財政局調整課長
佐藤 淳 法務省大臣官房施設課長
山下 治 文部科学省大臣官房文教施設企画部長
村田 善則 文部科学省高等教育局私学部長
成田 裕紀 厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当）
谷内 繁 厚生労働省大臣官房審議官（老健担当）
椎葉 茂樹 厚生労働省大臣官房審議官（医政・精神保健医療・災害対策担当）
牧元 幸司 林野庁次長
川元 茂 国土交通省大臣官房官庁営繕部長
伊藤 明子 国土交通省住宅局長
森下 哲 環境省地球環境局長
吉田 健一郎 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長

1. 開会

C L Tの活用状況、関連予算、最近の取組状況を報告後、質疑応答を行い、最後にプレスを入れ、野上副長官より発言をいただく。

2. C L Tの活用状況について

各省庁から掘り起こし情報に加え、各都道府県に竣工実績や活用見込みを聞き取り、集約した資料を内閣官房より説明。

- ・ 資料1の1ページ目は、平成28年度までに竣工済みのもので、地方公共団体関係や民間施設で93施設、国の庁舎関係2施設を加え、95施設である。
- ・ 2ページは、平成29年度にC L T建築物の設計又は整備が進んでいるもので、合計で112施設が実施中である。前回1月の会議時は、70施設で112施設に増えているが、うち33施設は今回新たに都道府県調査により増えたものである。これを除いても79施設で昨年を上回る実施が確保されているところである。用途の内訳を見る

と、地方公共団体関連施設、企業などの事務所、または公営住宅をはじめとする住宅で増加が見られるが、教育、福祉関係においても、さらなる取組が必要である。CLTの活用見込み量は約2万㎡となっているが、現在の生産能力が6万㎡であるので、3分の1ということである。1年前は、5万㎡に対して5千㎡と約1割にとどまっていたことに比べ、伸びているが、更なる需要創出が必要である。

- ・ 国の庁舎等は、実施中、検討中のものを合わせ13施設である。

3. CLT関連予算について

関連予算の概算要求状況について内閣官房より説明。

- ・ 資料2の上半分にCLT等木材利用への支援予算を整理しており、林野庁、国土交通省、環境省が要求しているもので、昨年と比べ、特徴的なものとしては、環境省の断熱性能効果検証事業が、昨年の倍以上の45億円と要求額と増加している。
- ・ 下半分は、参考としてCLT建築物での活用も可能な予算を整理しており、これらについても、CLT案件の採択が積極的にされるよう取組を実施いただきたい。
- ・ 各省庁とも予算の獲得に向け、引き続き努力願いたい。

4. 最近の取組について

最近の取組について内閣官房、国土交通省、林野庁より説明。

- ・ 隈研吾氏にCLT特別アドバイザーに就任いただき、様々な活動に活躍いただく予定で、ミス日本みどりの女神の野中葵さんにCLT広報大使を委嘱している。
- ・ 公共建築分野における木造施設の設計のための木造計画・設計基準等を平成29年3月に改定した。CLTに関する建築基準の告示の制定等を踏まえ、従来から記載されている軸組工法、枠組壁工法、木質プレハブ工法等に、新たにCLTパネル工法の規定を追加した。これにより発注者や設計機関のCLT工法に対する理解が深まり、活用促進につながるものである。今後様々な機会を通じ、関係者へ通知する。
- ・ 昨年4月、構造材の全てをCLTとする建築物の一般的な設計方法の告示を公布・施行したが、部分的利用についての告示を予定している。枠組壁工法(2×4工法)において、一部CLTを構造部材として使う場合は、これまで、限界耐力計算という精緻な構造計算を行う必要があったが、9月末に(2×4の)告示改正の公布・施行を予定しており、2×4工法において、床や屋根にCLTを用いる場合、一般的に用いられる構造計算で対応可能となるよう基準を整備する。
- ・ 公共建築物等木材利用促進法関係で、法律に基づく基本方針を、本年6月16日付けで変更し、公共建築物の整備に当たり、CLT等を活用促進する旨を規定したところである。また、国土交通省と林野庁が連携し、各省庁に対してCLTの活用を検討いただいているところである。
- ・ CLT建築物の企画段階からの設計支援は、今年度から開始した委託事業で、CLTで建築したいが設計実務など技術面で試行錯誤されている方に対し、CLT協会より専門家を派遣することや、相談窓口を開設し疑問を解決いただき、CLTの実需につなげていくものである。専門家派遣については、9月20日締切りで第1回公募を実施したところ、9件の応募がありました。第2回公募を9月から11月末までと

して予定している。

5. 閉会

副議長である和泉総理補佐官より以下の発言があった。

- ・ 活用状況の説明があったが、6万㎡の製造能力に対して2万㎡で、製造能力に見合う需要を作らなければ定着しないので、各省庁頑張っていたきたい。
- ・ ロードマップ上は、将来的に10万㎡、50万㎡と生産能力を拡大していくこととなっているので、それに見合う需要創出が大事である。いつまでも補助金頼みとはいかないので、2×4の時のことを参考に、CLTの特性を踏まえ、どういう建築基準体制を作れば、小とはいわないが中堅のディベロッパーや建設業者がCLTに動くかということの研究し、最終的には民間のコマーシャルベースで選んでいただける環境を作っていくことが一番大事である。先ほど紹介のあった様々な支援措置を講じているので、積極的にPRし、なるべく早く事業者の方が、CLTに気づき、採用してもらえる環境を作ることが大事であるので、引き続きこの会議でフォローアップしていくのでよろしく願います。

最後に、プレスを入れ、野上副長官より発言があった。

- ・ CLTは、これまで木材があまり使われてこなかった非住宅や中規模・大規模建築物などに用いられることにより、新しい木材需要を創出し、林業及び木材産業の成長産業化に資すること。また、地方の持続的な産業育成と雇用確保につながり、地方創生の実現に寄与することなどが期待されている。また、新しい木材需要の創出は、適切な森林管理を通じ、土砂災害を抑制し、国土強靱化にも寄与するものである。
- ・ こうした社会的意義に加え、CLTは施主側にとっても、木の温もりのある内装等を実現できる、工場で作成したパネルを組み立てるため現場工期が短い、建物重量が軽く基礎工事が軽減される、などといったメリットもある。
- ・ そういう中で、本日報告のあったCLTの活用状況について、竣工済みや実施中の件数は増えてきているが、平成30年度実施見込みの「検討中」案件が非常に少ないので、積極的な掘り起こしが必要である。用途別で見ると、地方公共団体関連施設や事務所、住宅、店舗などを中心に実績が出てきているが、教育・医療福祉などの分野についても、さらなる活用のために掘り起こしをお願いする。
- ・ また、国土交通省と林野庁が作成した「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の改訂は、CLTの普及に向けた重要な一歩である。地方公共団体や関係業界への周知・PRを十分に実施いただきたい。
- ・ そして、民間での利用拡大には、設計者や施工者にCLT技術への理解を深めてもらうことが必要であり、出版物を活用したPRや、シンポジウムの開催などについて検討いただきたい。その際には、先ほど申し上げた施主側のメリットについても、分かりやすく伝えるようにしていただきたい。
- ・ 今後、関係予算の確保に努めるとともに、関係省庁が一体となって、CLTの活用促進に取り組んでいただきたい。

－以上－